



マイナンバーも安心！当事務所は電子申請でお手続きしています

◆業務ご案内◆

- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算・年末調整
- 就業規則・諸規程のご相談・作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働・社会保険のご相談・事務・請求手続き
- 労災に関するご相談・請求手続き

◆営業時間ご案内◆

- 月曜日～金曜日（祝日を除く）9時～17時



明けましておめでとうございます。

お正月はいかがお過ごしでしたでしょうか。私は、子供の頃以来かも…ですが、初日の出を見に行ってきました。朝早かったのですが子供たちも付き合ってくれることになり、家族で見に行きました。お天気もよく、きれいな日の出を見ることができました。刻一刻と太陽が昇っていく様子は、本当に神々しいですね。

本年も皆様のご多幸を心よりお祈り申し上げます。

～パート・アルバイト 時給相場～



職種	平均値	最頻値	調査対象地域
受付、案内員	998	1,000	大阪市内
	979	950	神戸市

【アイデム人と仕事研究所より】

対象期間：2018年2月～2019年1月発行紙面（各月2週分）

データ数：932,177件

★1月のお仕事カレンダー★



- | | |
|------|---|
| 1/10 | ● 2019年12月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付 |
| 1/20 | ● 納期特例適用分の2019年7月～12月徴収分の源泉所得税の納付 |
| 1/31 | <ul style="list-style-type: none">● 2019年12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付● 2019年11月決算法人の確定申告と納税・2020年5月決算法人の中間申告と納税(決算応当日まで)● 2月・翌年5月・8月決算法人の消費税の中間申告(決算応当日まで)● 労働保険料の納付(延納第3期分)● 労働者私傷病報告書の提出(休業4日未満の2019年10月～12月の労災事故について報告)● 税務署へ法定調書(源泉徴収票・報酬等支払調書・配当・剰余金の分配支払調書・法定調書合計表の提出)● 市区町村へ給与支払報告書の提出 |

★トピックス★



～ハローワークの窓口の受付時間が「16時」までに短縮～

政府では、行政手続きにかかる事業者の作業時間（行政手続きコスト）を削減するため、電子申請の利用促進を図っており、電子申請率は着実に上昇しているようです。

この取り組みを加速するため、ハローワークにおいても、適用窓口の受付を16時までとし、それ以降は電子申請による申請・届での集中処理を行うことになりました。

労働時間に含まれるのでしょうか？ 間違いやすいケース

働き方改革により、ろうどう観の定義が改めて問われています。研修の時間、待機時間、始業前の準備、終業後の片づけ等、紛らわしいケースを確認していきます。

まず、労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいいます。また、使用者の明示または黙示の指示によって労働者が業務に従事する時間は、労働時間にあたります。就業規則・雇用契約書などに記載されている内容にかかわらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと客観的に判断させると、それは労働時間になりますので注意が必要です。そしてそれは、個別具体的に判断されます。

労働基準法に定められている法定労働時間や法定労働時間を超えた場合の割増賃金の支払いを行うには、その前提として正確に労働時間を把握することが必須になってきます。具体的なケースをみてみましょう。

①出張等で自宅から直接現地へ赴く場合

移動中に特別に用務を帯びたものでない限りは、通常は通勤時間として扱います。労務の提供は、現実には目的地に行ってから行われるからです。ただ、通常の通勤時間とは所要時間や経路が異なるから労働時間として扱うケースもあるかと思えますし、移動時間中に「物品の監視等別段の指示」がある場合は、出張に伴う移動時間も労働時間に該当します。

②作業の準備、後始末の時間

産業開始前の清掃時間、着替えの時間、作業終了後の整理整頓の時間等については、その時間が使用者の指揮命令下にあって、その労働力を使用者にゆだねている時間かどうかによります。具体的な判断基準としては、①使用者の命令があること（黙示の命令を含む）、②当該作業を行うために必要なもの、通常必要とされるものであること、③法令で義務付けられていること、があります。本来の作業に必要な作業準備、作業終了後の整備（例えば機械の点検調整等）や小売業等における開店準備、閉店後の後片付け、清掃などは、命令がなくても本来の業務に付随して発生するものですので、労働時間に入るものと考えられます。

～次月号に続く～

*マイナンバーも安心！
弊所は電子申請でお手続きしています*

いきいきした会社づくりをお手伝いします

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士 羽渕貴久子
〒663-8234 西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL habuchi@sky.memail.jp
URL <http://ikiiki30.com/>

